



控 訴 状

2001年(平成13年)9月6日

大阪高等裁判所 御 中

当事者の表示 別紙(1)当事者目録のとおり

控訴人ら訴訟代理人弁護士	小 野 誠 之
同	堀 和 幸
同	山 本 晴 太
同	松 本 康 之
同	池 上 哲 朗
同	武 田 信 裕
同	金 京 富

控訴人ら(控訴人孫■夏及び同孫■浩を除く。)訴訟代理人兼
前記小野誠之訴訟復代理人弁護士 新 谷 正 敏

控訴人ら(控訴人孫■夏及び同孫■浩を除く。)訴訟代理人兼
前記堀和幸訴訟復代理人弁護士 中 田 政 義

公式陳謝等請求控訴事件

別紙(1)当事者目録記載の当事者間の京都地方裁判所平成4年(ワ)第2075号、平成5年(ワ)第2225号、平成6年(ワ)第2308号公式陳謝等請求事件について、平成13年8月23日言渡された判決中(同日正本送達)、控訴人ら敗訴部分は不服であるから控訴する。

原判決主文の表示

- 1 原告らの「公式陳謝」請求に係る訴えを却下する。
- 2 被告は、別紙(1)当事者目録記載の番号38ないし40、42、45、46、63ないし67、69、70、72及び77の各原告に対し、それぞれ金300万円を支払え。
- 3 原告らのその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、上記2記載の原告らに生じた費用の7分の1及び被告に生じた費用の66分の1を被告の負担とし、同原告らに生じたその余の費用と被告に生じた費用の14分の1を同原告らの負担とし、その余はその余の原告らの負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人ら敗訴部分を取消す。
- 2 被控訴人は別紙(2)の1控訴人(乗船者本人)一覧表及び別紙(2)の3控訴人(帰還後死亡者遺族)一覧表記載の各控訴人に対し、それぞれ金2000万円を支払え。
- 3 被控訴人は、別紙(2)の2控訴人(死亡者遺族)一覧表記載の番号1、2、4、6、8ないし13、15、16、18ないし22、24ないし29、53、62、78及び79の各控訴人に対しそれぞれ金5000万円を、同一覧表記載の番号3、5、7、14、17、30、36、51、52、54ないし61の各控訴

- 4 被控訴人は、浮島丸の沈没により、控訴人らを含む多数の朝鮮人に多大の犠牲を被らせたことを公式に陳謝せよ。
- 5 被控訴人は、控訴人申■禮に対し別紙(3)遺骨目録1記載の遺骨を、控訴人徐■鎬に対し同2記載の遺骨を、控訴人高■基に対し同3記載の遺骨を、控訴人朴■淳に対し同4記載の遺骨を、控訴人盧■相に対し同5記載の遺骨を、控訴人趙■彩に対し同6記載の遺骨をそれぞれ引き渡せ。
- 6 訴訟費用は一、二審を通じて被控訴人の負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求める。

控 訴 の 理 由

詳細は追って、準備書面を提出する。